

こうち労政情報

飛躍への挑戦!
高知県産業振興計画

2017年
12月号

「高知県ワークライフバランス推進企業」新規認証企業のご紹介



県では、男女が共に働きやすく、従業員の方々が働き続けられる職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を「高知県ワークライフバランス推進企業」として認証し、その取組を支援しています。平成29年11月に認証した新規認証企業をご紹介します。

【認証番号】会社名等	取組内容
【211】 株式会社慶尚 高知市和泉町8-8	◆法を上回る育児短時間勤務制度があり、子が小学校就学の始期に達するまで取得できる ◆配偶者の出産時に特別休暇2日取得可能。
【212】 学校法人みかづき学園 高知市万々381番地	◆半日単位で取得できる年次有給休暇がある。
【213】 ワールドビジネスシスコム 株式会社 高知市本町2-2-27	◆法を上回る育児短時間勤務制度があり、子が小学校就学の始期に達するまで取得できる ◆配偶者の出産時に特別休暇2日取得可能。
【214】 医療法人 一心会 安部病院 吾川郡仁淀川町岩丸102	◆半日単位で取得できる年次有給休暇がある。 ◆配偶者の出産時に特別休暇2日取得可能。

高知県ワークライフバランス推進企業認証を取得しませんか？

お問い合わせ先

高知県商工労働部雇用労働政策課
 電話 088-823-9763 FAX 088-823-9277
 E-Mail 151301@ken.pref.kochi.lg.jp
 〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20

高知県社会保険労務士会
 電話 088-833-1151 FAX 088-833-1156
 〒780-8010 高知市棧橋通2-8-20
 モリタビル2F

土佐の匠

平成29年度「土佐の匠」作品展

平成29年10月29日（日）ポリテクカレッジ高知において、平成29年度に「土佐の匠」に認定された濱田洋直氏(和紙製造分野)の作品展を開催しました。来場者の方々に土佐和紙の新たな可能性を感じていただきました。



濱田洋直氏の作品



作品の鑑賞風景

Q 年次有給休暇の取得の前日の申出について
 社員から、就業時間中に「明日年休を取得したい」との申出がありました。急に休まれると人手が足りず、業務に支障が出ます。こういう場合に年休取得の申出に応じないといけないのでしょうか。

A 前日の年次有給休暇の取得の申出に応じないこともできます。
 年休の取得時季は、労働者に指定する権利(時季指定権)がありますが、これでは事業に大きな支障が生じることも考えられることから、使用者には時季を変更する権利(時季変更権)が認められています。
 この時季変更権の行使ができるのは、「請求された時季に年休を与えることが事業の正常な運営を妨げる蓋然性(おそれ)がある場合」とされており、具体的には①年休取得を申し出た労働者の当日の業務が、課、係等の事業の運営上不可欠であり、かつ、②代替要員の確保が容易でないと判断される場合となります。また、時季変更権を行使するためには、「他の時季」に年休が付与されることが前提となっていることから、要員不足などによって労働者の年休取得が直ちに事業の正常な運営の阻害をもたらす状況が恒常的となっている場合には、時季変更権の行使が認められなくなりますので、注意が必要です。
 しかしながら、ご相談の休暇日直前の申出のような代替要員の確保を行うための時間的余裕すら与えない時季指定権の行使に対しては、時季変更権の行使もやむを得ないものとされていますので、申出のあった年休取得には応じないこともできます。
 とはいえ、急病や家族の看病といった場合もありますので、労働者から休暇目的について申出があれば、その内容によっては時季変更権の行使を差し控えるなど、「働きやすい労働環境」の確保を念頭に置いた対応を検討してはいかかでしょうか。

高知県労働委員会 〒780-0850 高知市丸ノ内2-4-1 県庁北庁舎4F
☎088-821-4645 **お気軽にご相談ください!**



職場のトラブルでお悩みの方は「総合労働相談コーナー」へ!

人事労務管理の個別化や雇用形態の変化などに伴い、個々の労働者と事業主との間で、労働関係についての紛争が増加しています。高知労働局では、こうした個別労働紛争に対する援助サービスを無料で提供し、解決に向けたお手伝いをしています。職場のトラブルでお困りの方は「総合労働相談コーナー」をご活用ください。

【問い合わせ先】	
高知労働局総合労働相談コーナー	TEL 088(885)6027
高知総合労働相談コーナー (高知労働基準監督署内)	TEL 088(885)6010
須崎総合労働相談コーナー (須崎労働基準監督署内)	TEL 0889(42)1866
四万十総合労働相談コーナー (四万十労働基準監督署内)	TEL 0880(35)3148
安芸総合労働相談コーナー (安芸労働基準監督署内)	TEL 0887(35)2128

DVは、重大な人権侵害です!

あなたが、配偶者や恋人から暴力を受けている、または、暴力をふるってしまう時は、一人で悩まず相談してください。

相談先	女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	こうち男女共同参画センター「ソーレ」	警察
対象者	女性・DV被害者である男性	女性・男性	暴力被害者
電話番号	088-833-0783	○女性向け:088-873-9555(相談電話) ○男性向け:088-873-9100(予約電話)	○警察本部の総合相談係 (#9110又は088-823-9110) ○最寄りの警察署の生活安全担当課
相談時間等	○月曜日～金曜日: 9時～22時 (17時15分～18時を除く) ○土・日・祝日: 9時～20時 ※年末年始を除く	○女性向け: 9時～12時、13時～17時 ○男性向け(予約制): 第1・第3火曜日、第4水曜日 18時～20時 ※休館日(第2水曜日、祝日、年末年始)を除く	○夜間・休日は、当直が対応します ○身に危険がある等の緊急を要する場合は、最寄りの警察署に110番通報してください